

船橋市マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定に関する要綱

平成28年11月07日

建指第854号

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条の規定による除却の必要性に係る認定に関する手続きについて、法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年建設省令第116号。以下「省令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成28年規則第118号。以下「規則」という。）に基づき、適切かつ円滑に処理するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び規則の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 規則第2条に規定する市長が適切であると認める者は、耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会として、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されたものをいう。）とする。

(専門機関の評定)

第4条 法第102条第1項の規定による認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に申請に係るマンションについて、第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を受けるものとする。

(除却の必要性に係る認定の申請の添付書類)

第5条 法第102条第2項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は省令及び規則に定めのある図書のほか、次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 省令第49条第1項第1号に規定する集会（以下、「集会」という。）において区分所有者に配布した書類一式
- (2) 集会に出席した者（議決権を有しない者を除く。）の名簿（出席者の記名及び押印があるものに限る。議決権を委任した場合は委任状。）
- (3) 申請に係る区分所有建築物の一棟建物全部事項証明書（不動産登記規則（平成17

年法務省令第18号)第196条第1項第5号の一棟建物全部事項証明書をいう。)

- (4) 耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項の各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し
- (5) 申請に係るマンションの外観及び屋上又は屋根の写真
- (6) 認定申請概要書(第1号様式)
- (7) 付近見取図
- (8) 配置図
- (9) 各階平面図
- (10) 立面図
- (11) その他市長が必要と認める書類

(除却の必要性に係る認定ができない旨の通知)

第6条 市長は、除却の必要性の認定申請に係るマンションが法第102条第2項の規定に適合しないことを認めるときは、その理由を明示して、当該マンションの除却の必要性に係る認定ができない旨の通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(要除却認定マンションへの指示)

第7条 法第104条第2項の規定による指示は、要除却認定マンションに関する指示書(第3号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月07日から施行する。

第1号様式

認定申請概要書
(第一面)

申請者等の概要			
1 申請者			
(1) 氏名			
(2) 住所			
2 代理者			
(1) 資格 () 建築士 () 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
3 耐震診断の実施者			
(1) 資格 () 建築士 () 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
認定を受けようとするマンションの概要			
(1) 名 称			
(2) 地名地番			
(3) 建築物の階数 地上 階 地下 階			
(4) 延べ面積 . m ²			
(5) 建築面積 . m ²			
(6) 構造方法 造 一部 造			
(7) 建築確認年月日・番号 年 月 日			
(8) 検査済証年月日・番号 年 月 日			
(9) 竣工年月日 ((8) 不明時) 年 月 日			

付近見取図

配置図

（注意）

- ・付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ・配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第2号様式

除却の必要性に係る認定ができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

様

船橋市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載のマンションは、下記の理由により、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項に規定する認定の基準に適合しないと認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

(理由)

第3号様式

要除却認定マンションに関する指示書

第 号
平成 年 月 日

区分所有者の氏名又は名称

様

船橋市長 印

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項の規定に基づきマンションの除却の必要性に係る認定を受けた下記の要除却認定マンションについて、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第104条第2項の規定に基づき指示をします。

記

- 1 認定通知書番号 要除却第 号
- 2 認定年月日 平成 年 月 日
- 3 マンションの名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 指示の内容
- 6 その他

※正当な理由がなく、この指示に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。